死刑を執行するのは誰か?

死刑執行を控えた法務大臣たち

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会(そばの会)

昨年(2011)、日本では19年ぶりに死刑執行のない年になったのに、本年3月29日という年度末に3人の死刑を執行してしまった、小川敏夫法務大臣。執行することが法務大臣の職務だと考えているようです。しかし、「執行する」といっても、そこで法務大臣のやることは、死刑執行命令書にサインすることでしかありません。実際に死刑囚を独房から連行し、刑場で首に縄をかけるのは、ずっと、その死刑囚を処遇してきた拘置所の刑務官たちです。死刑囚の「心情の安定」を守るために、日々、重ねてきた職員の心労は、処刑のその時、はたして報われることになるのでしょうか。

$\bigstar \, \mathop{ \bigstar } \, \bigstar$

明治時代を含め、記録上、日本で死刑が執行されなかった年は、昨年のほかには5回しかありません。1964年、1968年、1990年、1991年、1992年です。その折々の法務大臣はどんな思いでいたのでしょうか。

賀屋興宣法相(在任1963年7月~1964年7月)の場合は、自身が元A級戦犯で、巣鴨プリズンで 東條英機らの処刑を見送った体験から、執行に躊躇するものがあったようです。1965年には日本の国会 でも死刑廃止法案が提出されるというような気運も背景にありました。

赤間文三法相(在任1967年11月~1968年11月)は「勘弁してくれ。今度、俺にお迎えがきたらどうする」と執行を拒んだと伝えられています。1968年にはGHQ統治下の事件について死刑囚の再審を認めようとする再審特例法案が国会に提出され、成立はしませんでしたが、その翌年以降、恩赦による死刑囚の減刑がなされています。

そして、1990-1992年では、左藤恵法相(在任1990年12月~1991年11月)が真宗大谷派の住職としての宗教的信条から執行をしませんでした。それは、死刑廃止国際条約(国連自由権規約第2選択議定書)が国連で採択(1989年12月)され、発効(1991年7月)に至る時期でもありました。

いずれも自民党政権が長く続いていた時代のことです。その頃から今日のような、「執行しないなら法務大臣になるな!」といったバッシングはあったのでしょうか。

$\star \Leftrightarrow \star$

官僚支配に異議を唱えていたはずの民主党への政権交代でしたが、死刑廃止を願っていたはずの千葉景子 法相(当時)による2010年7月の死刑執行や、その後次々と交替して、小川法相に行き着いている法務 大臣の姿の背景には、選挙の洗礼を受けることもなく、全てを大臣の責任にして死刑執行を準備している法 務官僚の影がだんだん大きく見えてきます。